

老人福祉法に基づく有料老人ホームに関する事務の岡山市及び倉敷市への移譲について

- 岡山県・岡山市・倉敷市 -

岡山県では、平成24年4月1日施行の地方自治法施行令の一部改正の規定に基づき、平成24年度から岡山市及び倉敷市に、次の事務（有料老人ホーム）が移譲されることとなりますので、お知らせします。

記

1 移譲時期 平成24年4月1日から

2 移譲事務

老人福祉法に基づく次の事務（有料老人ホーム）

設置届の受理に関する事務

変更、廃止、休止の届出に関する事務

事業所等の指導監督に関する事務

3 新しい事務手続きに関する窓口（上記 ~ の事務）

【岡山市に関する事務】

~ の窓口

岡山市保健福祉局高齢者福祉課

電話086-803-1231

【倉敷市に関する事務】

~ についての窓口

倉敷市保健福祉局福祉部高齢福祉課

電話086-426-3315

についての窓口

倉敷市保健福祉局指導監査課

電話086-426-3297

4 現在の事務手続きに関する窓口

【岡山市に関する事務】

備前県民局健康福祉部健康福祉課事業者第2班

電話086-272-3995

【倉敷市に関する事務】

備中県民局健康福祉部健康福祉課事業者第1班

電話086-434-7162

5 その他

事務の業務開始については、上記のとおり平成24年4月1日からとなっていますが、事務によっては数ヶ月の期間を要することがあるため、3月末までの届出や事前相談等であっても、申請先等について、あらかじめ「4 現在の事務手続きに関する窓口」にご確認ください。